わじま住まい再建支援事業補助金における補助対象経費の考え方

■補助金の額

建設・購入	【計算】 補助対象経費（建設・購入費用　－　**次表の額**）　－　800 万円 【補助上限額】 200 万円（子育て世帯 300 万円）
補修	【計算】 （補助対象経費（補修費用　－　**次表の額**）－　300 万円　）×　0.1 【補助上限額】 100 万円（子育て世帯 150 万円）

■補助対象経費から控除するもの

各種補助事業等	(a)建設又は購入	(b)補修
A 輪島市伝統的建造物群保存地区保存整備事業補助金	交付を受けた補助金の額を当該補助金に係る補助率で除して得た額(その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) A (a) 70%（上限400万）、(b) 80%（上限600万）**《黒島町》** B (a) 70%（上限400万）、(b) 80%（上限600万）**《大沢町、上大沢町》** C 2/3（上限300万（屋根、外壁、建具））**《馬場崎・駅前、鳳至町上町、総持寺周辺、まんなか、本町、長山》**	
B 輪島市重要文化的景観保存整備事業補助金		
C 輪島景観重点地区修景整備事業補助金		
D 輪島市居住誘導促進事業補助金	交付を受けた補助金の額 D 100万円 E 上限　耐震改修210万、安全対策50万、建替え210万 ※耐震診断、除去は住まい再建の対象外 F 体積に応じて　50万円 又は 100万円	
E 輪島市住宅耐震化促進事業補助金		
F 輪島産材利活用推進事業補助金		
G 輪島市宅地等復旧補助金	輪島市宅地等復旧補助金交付要綱第 4 条に規定する対象工事の施工に要する費用の額 G 対象工事の施工に要する費用	
H 輪島市土砂災害特別警戒区域内被災住宅再建支援事業費補助金	住宅移転費支援事業により交付を受けた補助金額 H 上限 300 万円	住宅補強費支援事業により交付を受けた補助金の額を当該補助金に係る補助率で除して得た額(その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) H 1/2（上限 150 万円）
I 応急修理		応急修理の額 I 上限 地震 706,000 円 豪雨 717,000 円